

兵庫県公報

令和8年4月1日 水曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員訓令	ページ
○ 兵庫県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令	1

監査委員訓令

兵庫県監査委員訓令第1号

事務局

兵庫県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

兵庫県代表監査委員 高 永 徹

兵庫県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局職員服務規程（平成10年兵庫県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（表 面）の部中

「氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、兵庫県職員であることを証明する。」

を

「氏 名

上記の者は、兵庫県職員であることを証明する。」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の兵庫県監査委員事務局職員服務規程第2条第2項に規定する職員証は、当分の間、この訓令による改正前の兵庫県監査委員事務局職員服務規程様式第2号によることができる。